

「大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の概要

●**目的**：産業廃棄物処理施設の設置・変更に係る計画の事前公開及び紛争のあっせん等について必要な事項を定めることにより、関係住民と事業者の紛争の予防と調整を図る。

(1) 事業者、関係住民及び市の義務

① **事業者→事業計画の事前公開と関係住民へ説明する義務を規定した。**

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の許可・指定の申請や届出の前に、産業廃棄物処理施設（最終処分場、中間処理施設等）の設置・変更に係る事業計画を事業者に提出させ、告示・縦覧等を通じて関係住民に事前に関示する。
- ・ 事業計画及び生活環境影響調査結果に関する説明会の開催等周知する。
- ・ 関係住民との間に生活環境保全協定を締結するよう努める。等

② **関係住民→自主的解決と市の施策への協力する努力義務等を規定した。**

- ・ 紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、市が行う紛争予防及び調整に係る施策に協力するよう努める。
- ・ 事業者との間に生活環境保全協定を締結するよう努める。

③ **市→紛争予防・調整をする。**

- ・ 市は、紛争の予防に努め、紛争があった場合には調整をし、事業者又は関係住民からの申請を受けて両者のあっせんを行う。

(2) 関係住民、事業者及び市の権利・権限

① **関係住民→事業計画等に意見を述べ、市にあっせんを申請できる。**

- ・ 事業者の事業計画書に生活環境保全上の観点から意見書を出せる。
- ・ 事業者の行った生活環境影響調査結果に生活環境保全上の観点から意見書を出せる。
- ・ 紛争について市にあっせんを申請できる。

② **事業者→市にあっせんを申請できる。**

- ・ 紛争について市にあっせんを申請できる。

③ **市→必要な範囲で事業者に指導し報告を求めることができる。**

(3) その他

① 関係地域、関係住民の範囲を市が定める。

- 関係地域は、種類、規模及び設置場所等から影響範囲を勘案して市が設定する。
- 関係住民は、条例施行規則で別に定めるが、例えば
 - 関係地域内の地先の自治会、農業組合、漁業組合、林業組合等
 - 関係地域外であっても当該産廃処理場の排水が流入する河川の流水を利用する一定範囲の農業、漁業従事者

② 市が紛争のあっせんをする場合に、必要に応じて、専門的知見を有する市の附属機関の意見を聴く。

- あっせんに際して、必要に応じて、専門的知見を有する**大津市公害等紛争調整委員会**に意見を聴くこととする。